

平成26年2月17日

各 位

ワタミ株式会社  
代表取締役社長  
桑原 豊

## 本日の訴訟期日に至る経緯および今後の対応について

本日、東京地方裁判所にて弊社グループで過去勤務をしていた方のご遺族が弊社他を提訴した訴訟の第一回口頭弁論期日が行われました。本日に至る経緯についてご説明申し上げます。

- 平成20年4月に弊社グループに入社された方が同年6月にお亡くなりになったことにつき、ご遺族が横須賀労働基準監督署に行った労災申請は認められませんでした。その後、平成24年2月に神奈川県労働者災害補償保険審査官が、横須賀労働基準監督署の処分を取り消し、労災を認める決定を行っております。
- その後、ご遺族側代理人弁護士と弊社代理人弁護士間におきまして、故人の死亡についての賠償と弊社の取り組みについて、話し合いを行ってまいりました。弊社といたしましては、社員がお亡くなりになったことを、大変悲しく重く受け止め、可能な限りの対応を行いたいと考え賠償案を提示させていただきました。平成24年11月、会社側から直接面談のご提案をさせていただきましたが、残念ながら実現には至りませんでした。
- 平成25年1月からは、名古屋簡易裁判所における調停に場を移し、話し合いを行ってまいりました。しかしながら、大変残念な結果ではありますが、昨年11月に合意の見込みがないとして、調停は不調となり、その後今回の訴訟が提起されました。

今後は、裁判所の客観的なご判断を尊重しながら適正な解決に至るように努めてまいりたいと考えております。

本件に関するお問い合わせ先  
ワタミ株式会社 ブランド広報グループ 電話:03-5737-2784